

5. 障害児通所事業所の質の確保

【背景】

- ・障害児通所事業所については、制度創設（H24）以降、給付費支出額・事業所数は特に顕著に伸び続けていることから、指導・監査体制を強化するとともに、質の確保に向けた対応が必要である。
- ・全国的にも、支援内容の適性化と質の向上は課題。
- ・厚生労働省は、平成 27 年 4 月に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定し、留意すべき基本的事項を規定。障害児支援等経験者の配置や自己評価結果の公表を義務付け（＝平成 29 年 4 月）、提供時間および介助程度に応じて基本報酬を 4 区分化（＝平成 30 年 4 月）するなど、支援の質の向上へ一層誘導する傾向。

【事業概要】

（1）事業者一斉研修の開催（事業費 800 千円）

障害児通所事業所が適切な運営・サービス提供を行うよう、年 2 回、障害者通所事業所を対象に、「放課後等デイサービスガイドライン」や「障害者虐待防止法」等の研修を実施する。

（2）事業所の自己評価公表ページにリンクするポータルサイトの運営（事業費 2,860 千円）

平成 29 年度・30 年度の制度改正で義務化され、各事業所のホームページで公表されている事業所自己評価に、利用者が容易にアクセスできるポータルサイトを作成する。

【事業効果・目標数値】

- ・実地指導実施率の国基準の達成
- ・障害児通所事業所のサービスの質の確保

【事業スケジュール】

（1）事業者一斉研修の開催

令和元年度中 2 回実施予定

（2）事業所の自己評価公表ページにリンクするポータルサイトの運営

令和元年度中 ポータルサイトの開設